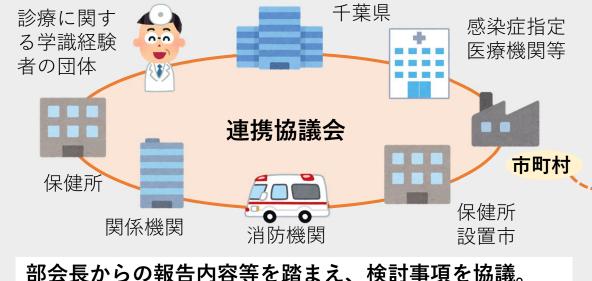
全体を統括する役割

〇平時から

- ・入院調整の方法
- ・医療人材の確保
- ・保健所体制、検査体制や方針
- ・情報共有のあり方等を議論・協議
- 〇定期的に 予防計画の取り組み状況等を 報告、相互に進捗確認を行う。



部会長からの報告内容等を踏まえ、検討事項を協議。 協議の結果を踏まえ(尊重義務)予防計画を策定する。 協議会委員 各団体の会長・院長等

> 意見の聴取 (予防計画の策定 ・変更時)

予 防 計 画 を 各 論 点 ご と に 議 論 す る 役 割

- ○3つの検討部会の設置
- ・考えられる患者の療養場所 をABCの3つに分け、 それぞれの検討部会で 予防計画策定にあたって 幅広く集中的に討議を行う。

検討部会での議論内容について協議会に報告

検討部会B

検討部会委員 各団体の実務担当者等



A:入院体制

検討部会A

B:自宅・宿泊療養の体制

C:高齢者施設等の感染症対策体制